日本賃貸保証株式会社　【JIDトリオTrust分割型】

賃貸保証委託申込書（個人用）

私（お申込者）は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項（お申込みの内容）」に同意の上、申込みをします。

サイン または 印

FAXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、0 3 I 5 6 2 0 2 9 1 0（審査部門）までFAXください。

代理店様は青枠内の項目をご記入ください。

申込内容等

物件用途	住居用(学生プラン)			その他の場合	〒		
フリガナ			号室				
物件名称				所在地			
家賃 ① 円	管理費 共益費 ② 円	駐車場 ③ 円	その他 ④ 円				
敷金または保証金 円	敷引または償却 円	毎月支払総額（①+②+③+④） 円					
利用保証商品	JIDトリオTrust分割型	←利用保証商品を選択	その他の場合				
	初回保証料率	毎月支払総額の %	初回保証料金額 12,000 円				
集送金手数料（税込） 330 円	月額保証料率	毎月支払総額の 1.0 %	月額保証料金額 円				

※保証料金額（初回／更新）が最低保証料未満の場合は、お手数ですが規定の最低保証料をご記入ください。

【申込者様記入欄】

申込者

フリガナ		契約書にご捺印ください	自宅電話	
お名前			携帯電話	
ご住所	〒		生年月日	西暦 年 月 日（ 歳）
			性別	国籍
お勤め先（学校）	名称		社員数	人
	所在地 〒		勤続年数	月収（手取） 年 ヶ月 万円
転居理由			職業	□公務員 □会社員 □会社役員 □派遣 □自営業 □学生 □パート・アルバイト □年金受給 □無職
入居中の場合はご回答ください。	□ ※現時点で家賃の未納はありません。		居住年数	お住い 年 ヶ月

入居者

右記のどちらかを選択ください。	○ 契約者含め入居	○ 契約者以外入居	入居人数 人
フリガナ		携帯電話	
お名前		生年月日 西暦 年 月 日（ 歳）	続柄
フリガナ		性別	
お名前		携帯電話	
		生年月日 西暦 年 月 日（ 歳）	続柄
		性別	

緊急連絡先

※緊急連絡先は原則、別世帯にお住いのお身内の方でお願いします。

フリガナ		申込者との関係	
お名前		自宅電話	
ご住所	〒	携帯電話	
		生年月日 西暦 年 月 日（ 歳）	
		性別	国籍

代理店

代理店コード	33A － P0233	電話番号	086-242-0233	担当者氏名
代理店名	株式会社 ケイアイコミュニティ	FAX番号	086-242-1667	
JIDへの連絡事項		携帯電話		

※代理店情報（代理店コード、代理店名等）を必ずご記入ください。

2023.09

JIDアプリ インストールは こちらから！

お客様がお申込される会社名

申込書（個人用）

日本賃貸保証株式会社
千葉県木更津市羽鳥字67目21番地4

FAX送信先:**03-5620-2910**（審査部

審査確認専用ダイヤル：**0120-182-561**

※SMSにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

賃貸保証委託約款及び保証約款

原賃借契約の賃借人（以下「賃借人」という）及び日本賃貸保証株式会社（以下「ＪＩＤという）並びに原賃借借契約の賃借人（以下「賃借人」という）は、本書又は電磁的方法によって締結する賃貸保証委託契約及び保証契約に関する債権（以下「本書等」という）記載の物件（以下「本物件」という）に関する原賃借借契約（一時使用契約・利用契約を含む。以下「原契約等」という）に基づく賃借人及び賃借人に対する本書等記載の債務につき、以下に定める約款記載のとおり、賃借人及び賃借人並びにＪＩＤの間で賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）及び保証契約（なお、本件委託契約と保証契約を合わせて、「本件委託契約及び保証契約」という）を締結します。

集金及び送金の対象となる賃貸保証商品（以下「集送金商品」という）について、賃借人が原契約等に基づいて賃借人に支払う賃料・共益費・管理費・駐車場使用料・ＪＩＤが認めた変動費等（以下「賃料等」という）の集金業務及び本件委託契約に基づいてＪＩＤに支払う保証料の集金業務（以下「集送金業務」という）をＪＩＤが委託する業者が行い、送金業務はＪＩＤから委託を受けた金融機関が行います。

第１条（目的）

本件委託契約及び保証契約は、賃借人が、賃貸借契約の締結において連帯の連帯保証人以外に信用の保証が必要となる事情が存する場合などにおいて、賃借人による賃料等の連択肢を拡大し、又は賃借を容易にするとともに、賃貸人による賃料等の回収を確実にするために、賃貸人にとって有益なものであり、ＪＩＤによる保証債務の履行の有無にかかわらず、賃借人自身による賃料の不払、その他の行為により原契約等に関する賃借人との信頼関係が破壊された場合において、原契約等を終了させることは目的としていません。

第２条（賃貸保証の委託）

原契約等に基づいて発生する債務について、賃借人は、本書等記載の内容に従い、ＪＩＤに対し保証することを委託し、ＪＩＤはこれを受託します。ただし、本書等記載の内容に関して、（保証番号のご通知）により、ＪＩＤから賃借人に通知された承認番号が記載されていない場合、又は同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、本件委託契約及び保証契約は成立せず、これを無効とします。

第３条（保証料）

１．賃借人は、本書等記載の「保証料」をＪＩＤの定める方法により、ＪＩＤに支払わなければなりません。

２．保証料を支払う期日（毎月支払総額）が増額された場合には、ＪＩＤは賃借人に対して、増額分に相当する保証料（差額）の保証料率を乗じて算出する）を追加保証料として請求することができるものとします。

３．ＪＩＤが保証料を分割して支払うことを認めている賃貸保証商品（以下「分割型の賃貸保証商品」という）の場合、本書等記載の契約期間の翌月から賃借人はＪＩＤに対し、毎月本書等記載の金額、又は本書等記載の算出方法により算出された金額を月額保証料として支払うものとします。

４．賃借人又はその代理人は、保証料支払義務（更新保証料及び月額保証料を含む）を賃借人に代わって支払うことができるものとし、賃借人はこれに同意します。この場合、賃借人及びその代理人は、賃借人に対し、これに基づく求償権を放棄するものとします。

５．原契約等が期間満了前に終了した場合であっても、賃借人又は賃借人若しくはその代理人はＪＩＤに対して支払った保証料の返還を請求できません。

６．本件委託契約及び保証契約の締結時又は更新時に必要な保証料は、本書等記載のとおりとします。

第４条（本件委託契約及び保証契約の成立）

１．本件委託契約及び保証契約は、賃借人及び賃借人又はその代理人が本書等記載の内容で本約款に同意し、第２条記載の条件が充足され、かつ、ＪＩＤに対して保証料（初回保証料及び更新保証料を含む）が支払われたときに、本件委託契約及び保証契約は成立します。

２．初回保証料が支払われた時より１４日以内に賃借人又はその代理人が賃借人又は賃借人若しくはその代理人に対して書面又は電磁的方法により解約の意思表示をしない限り、本件委託契約及び保証契約は成立します。

第５条（賃貸人の代理）

１．賃借人が本件委託契約及び保証契約に関与する代理人を選任する場合、別段の定めがない限り、本書等記載の代理店を賃借人の代理人とし、本件委託契約及び保証契約に関して生じる業務については本書等記載の代理店が行うものとします。

２．賃借人が、賃料の管理を委託している代理人を変更する場合は、速やかにその旨を書面により報告することとし、変更の報告後は、保証契約との関係においては、賃借人が指名した代理人を賃借人の代理人とみなすものとします。

３．賃借人は賃料の入金に関してその代理人に本件委託契約及び保証契約にかかわる業務をさせる義務を負い、当該代理人のすべての責任は賃借人に帰するものとします。

第６条（賃借人及びその代理人の義務）

１．賃借人及びその代理人は、本件委託契約及び保証契約に伴うＪＩＤが行う保証業務について、以下の義務・責任・協力等の義務を負います。

（１）賃借人による債務の履行（賃借人又はその代理人に対する直接の履行に限る。）債務不履行及び本物件の明渡の状況を確認し、ＪＩＤに指定の書面にて報告すること。

（２）ＪＩＤが行う本物件の明渡しが行われる際の合鍵の準備及び立会い並びに動産類（家財道具など）の搬出及び運搬の立会い等をすること。

（３）ＪＩＤから建物明渡訴訟提起に必要な書類その他の書類の提出を求められた場合に、期限内にこれを提出すること。

（４）賃借人が本物件を第三者に売却するとき、賃借人が死亡したとき、賃借人が事理を弁識する能力を欠く又は著しく不十分となったときは、事前にＪＩＤに書面にて報告をすること。

（５）本物件において賃借人が管理を委託している管理業務を変更する場合に、速やかにその旨を書面により報告すること。また、その業者にその変更を届けさせる場合には賃借人の責任において行うこと。

（６）ＪＩＤの承諾なく本物件を第三者に転貸しないこと。

（７）本物件の利用状況について、賃借人又は予め届け出ていた入居者以外の第三者が出入りしていることが発覚した場合、直ちに報告すること。

（８）原契約等又は本件委託契約及び保証契約の変更を可能とするための賃借人の条件変更、賃借人が行っていない入居者以外の第三者の入居の承認、名義書換え行為の禁止、賃借人の死亡時の相続人の承認、連帯保証人の変更、賃借人の死亡時の相続人の承認、連帯保証人の変更、賃借人の死亡時の相続人の承認、連帯保証人の変更